

県内各薬局の開設者 様

静岡県健康福祉部長

今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection: ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹り患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和 7 年厚生労働省告示第 296 号）を告示し、「令和 7 年度今冬の急性呼吸器感染症（ARI）総合対策について」（資料 1）を取りまとめ、併せて「令和 7 年度急性呼吸器感染症（ARI）総合対策に関する Q & A」（資料 2）及び「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」（資料 3）を策定しました。

また、都道府県に対して別添の「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について（令和 7 年 11 月 12 日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡）」（資料 4）により通知がありましたのでお知らせします。同通知では、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（資料 5）により医療提供体制の確認等についての依頼もありました。

県内においては、第 47 週（11 月 17 日から 23 日）の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者数が 41.26 人となり警報基準（30 人/定点）を上回ったため、11 月 28 日にインフルエンザ感染拡大警報を発令し、県民の皆様への注意喚起を行ったところです。

こうしたことを踏まえ、下記のとおり、県内のインフルエンザを巡る状況をお知らせするとともに、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

1 県内の状況

(1) 定点医療機関当たりインフルエンザ患者数の推移

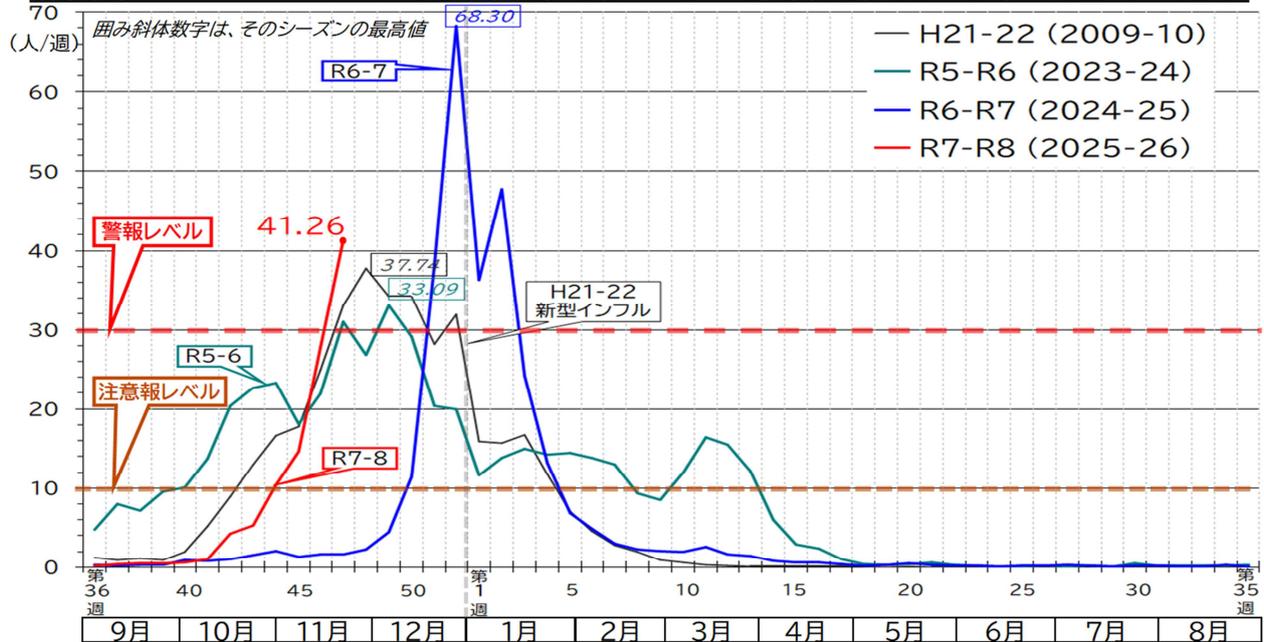
(単位：人/週)

区分	第 44 週 10/27~11/2	第 45 週 11/3~9	第 46 週 11/10~16	第 47 週 11/17~23	前週比 (47 週/46 週)
本 県 (推計感染者数※2)	10.40 (10,400 人)	14.65 (14,700 人)	27.76 (27,800 人)	41.26※1 (41,300 人)	1.5 倍
全 国	14.90	21.82	37.73	51.12	1.4 倍

※1 定点医療機関当たり患者数 30 人以上で警報レベル（国が全国一律で設定）

※2 推定感染者数：定点医療機関患者数に 1,000 を掛けた人数（過去実績より算出）

静岡県 インフルエンザ 定点医療機関からの患者報告数 今季と過去の比較



※H21-22 と R5-6 のシーズンが本年度同様第 47 週で警報レベル

(2) 医療提供体制等の状況

項目	全県の状況
病床のひっ迫状況	第 47 週時点でひっ迫しているという情報はなし。(関係機関への聞き取り等)
インフルエンザによる新規入院患者数	第 47 週 1 週間で 27 人入院、流行期 (第 42 週) からの 6 週間で計 67 人入院
福祉施設からのインフルエンザ等の集団感染の報告件数	昨年同期の約 2 倍 (9 月 1 日から 11 月 21 日までの報告件数 R6 : 36 件 R7 : 74 件)
医薬品、検査キット及びワクチンの状況	第 47 週時点で一部の薬に出荷制限があるものの、流通上ひっ迫しているという情報はなし。(関係機関への聞き取り等)

2 御協力をお願い

(1) 医薬品について

- ・インフルエンザや新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬や、ARI 全般の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬 (咳止め)、去痰薬、トラネキサム酸については、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、以下の点について御配慮いただきますようお願いいたします。

○薬局におかれては、感染症対症療法薬等の過剰な発注を控え、当面の必要量に見合う量を購入いただくとともに有効期限内に使用される見込みがある場合は、前回納入製品よりも製造ロットが古いことをもって納入を拒否することを慎みくださるようお願いいたします。また、処方された感染症対症療法薬等が、自らの店舗や系列

店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をお願いいたします。なお、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮をお願いいたします。

○卸売販売事業者におかれては、流行時に追加注文を受ける際に、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、感染症の流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、治療薬の偏在が起こらないよう配慮をお願いいたします。また、前年に実績の無い医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整しつつ、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、最大限の配慮をお願いいたします。なお、営業所単位でも適切な在庫を確保するなど、可能な限り迅速に供給できる体制の整備をお願いいたします。

※医療用医薬品の供給状況及び医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口については、厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

厚生労働省ウェブサイト

「医療用医薬品供給状況報告」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

（2）抗原定性検査キットについて

・抗原定性検査キットについても、感染拡大に備える観点から、以下の点について、御配慮をお願いいたします。

○薬局におかれては、一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注するようお願いいたします。

○これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注を控えるとともに、供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮をお願いいたします。

※各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況については、厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

厚生労働省ウェブサイト

「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

（3）ワクチンについて

・新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは県内全市町において、令和8年1月以降も公費補助の対象となります。今年度の季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンは、引き続き安定的に供給できる見込みです。

※ワクチンの供給状況については、厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

厚生労働省ウェブサイト
「ワクチンの供給状況について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00002.html

担 当 医療局感染症対策課企画情報班
055-928-7220

担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
054-221-2410